

予定技術者届

事業者名

建設業許可番号

—

工事名

建設業

上記工事の入札に関して、契約時における技術者等を次のとおり定めます。

	現場代理人(氏名) (請負者が自ら権限を行使する場合を含む)	技術者(氏名) ※上記の建設業に該当する資格者 ※公告の入札条件に記載されている「主任技術者」「監理技術者」を指す。
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※監理技術者

A

※重複配置特例

B

※営業所技術者

C

※監理技術者(建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者)
 契約当初から※監理技術者、監理技術者補佐を配置する場合は、プルダウンリストから「○」を記入してください。
 ※その場合、この予定技術者届の技術者等記入欄は空欄で送付してください。

※重複配置特例(建設業法第26条第3項第1号の規定の適用)
 上記の規定にもとづく重複配置特例の適用を希望する場合は、プルダウンリストから「○」を記入してください。(その場合、希望を踏まえて、下記の確認を行います。)

※営業所技術者(建設業法第26条の5の規定の適用)
 上記の規定にもとづく営業所技術者の適用を希望する場合は、プルダウンリストから「○」を記入してください。(その場合、希望を踏まえて、下記の確認を行います。)

<落札候補時に予定技術者の確認をします>

- 落札候補となった場合、予定技術者届に記載のある現場代理人、主任技術者、監理技術者、※監理技術者、監理技術者補佐(以下、技術者等)が他の工事と重複していないこと(CORINS)及び営業所技術者との重複がないことを確認します。
 - 契約当初から※監理技術者、監理技術者補佐を配置する場合、本書の※監理技術者欄に○を入力し、技術者等記入欄は空欄で送付してください。落札候補となった場合は、開札日の15時までに「専任を要する監理技術者の兼務届出書(兼予定技術者届)」をFAXで送信してください。
 - 現場代理人及び主任技術者の重複配置について、建設業法第26条第3項第1号の規定にもとづく重複配置特例の適用を希望する場合は、上記の現場代理人(氏名)欄及び技術者(氏名)欄に記入の上、※重複配置特例欄に○を入力し、送付してください。
 - 営業所技術者について、建設業法第26条の5の規定にもとづく営業所技術者の適用を希望する場合は、上記の現場代理人(氏名)欄及び技術者(氏名)欄に記入の上、※営業所技術者欄に○を入力し、送付してください。
- 上記の確認ができた場合に落札決定とします。
- 落札決定後、雇用及び資格の確認を行った後に契約します。
- 契約締結に際して、予定技術者届に記載された方でなければ、技術者等として配置することができません。
- この入札の公告日以後の雇用は、認められません。
- 落札決定後に雇用又は資格が確認できないときは、落札者自らが契約の意思がないものとみなします。この場合、契約規則第26条第3項による損害金の支払いと横須賀市指名停止等措置規則による指名停止処分が課せられます。
- 複数の入札でこの届に記載のある技術者等が重複しているときは、開札の順に技術者等を確認し落札決定します。